

振替決済口座の管理に関する契約締結前交付書面

投資信託総合取引口座のお申し込みにあたっては、以下の記載事項、投資信託総合取引約款をよくお読みになり、内容をご理解ください。

本契約にかかるサービスの利用手数料

0 円

クーリングオフ

(契約締結時交付書面を受領後、一定の期間、書面により当該契約の解除ができる制度)

当サービスのご契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリングオフ)の適用はございません。

本契約の概要

お客さまが当社で保有される投資信託受益権の振替決済口座の取り扱いに関する契約となります。当社では、投資信託受益権について、法令に従って当社の固有財産と分別して記載または記録および振替を行います。

本契約のサービスを提供する当社の概要

商号等	楽天証券株式会社(金融商品取引業者)関東財務局長(金商)第195号、 商品先物取引業者
本社所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3品川シーサイド楽天タワー21階
代表者	代表取締役社長 楠 雄治
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
資本金	7,495百万円(2010年10月現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	1999年3月24日

本契約において当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商

品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には取引報告書をお客様にお渡しいたします。（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・この「取引報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容に相違しているときは、速やかに当社のリーガルコンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

本契約の終了理由

本契約は、次の各号いずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) 投資信託総合取引約款に基づきお客さままたは当社が投資信託総合取引口座の解約を申し出た場合
- (2) お客さまが被相続人となる相続の開始があった場合
- (3) お客さまが投資信託総合取引約款の定めまたは当社のその他の規定に違反した場合
- (4) お客さまが投資信託総合取引約款の変更に同意しないとき
- (5) 取引および口座残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

当社の苦情対応措置及び紛争解決措置

指定紛争解決機関（「金融商品取引業等業務関連」の苦情や紛争の解決）

- ・ 特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター
所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
電話番号 : 0120-64-5005
受付時間 : 月～金 午前9時～午後5時(祝日等を除く)

なお、「商品先物取引業」に関する苦情や紛争の解決はこちらまで。

- ・ 日本商品先物取引協会「相談センター(本部)」
所在地 : 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 日商協ビル
電話番号 : 03-3664-6243
受付時間 : 午前9時～正午、午後1時～午後5時(営業日)

本件に関するお問い合わせ先

連絡先 カスタマーサービス部(平日午前8時～午後6時)
フリーダイヤル : 0120-41-1004

携帯電話から(有料):03-6739-3333